本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書

日本国憲法が昭和22年に施行されてから本年5月で70年を迎えた。この間、我が国を取り巻く 国内外の情勢は当時と比べ大きく変化している。

国内においては、各地で頻発する大規模災害等の緊急事態への対処、急激な人口減少に伴う地域間格差の是正や参議院議員選挙における合区の実施、急速に進展している高齢化社会への対応、高等教育の機会均等を目指す教育無償化、環境問題、家族のあり方など新たな課題が生じている。

国外においても、北朝鮮による弾道ミサイル発射や6回目の核実験、中国の東シナ海等への海 洋進出に対する懸念、頻発するテロなど、我が国の安全保障をめぐる環境は、近年、緊迫の度を 増している。

このように、我が国を取り巻く国内外の情勢は大きく変化し、現行憲法が施行された当時には 想定されていなかった課題への対応が求められている。

そのような中、本年5月、安倍晋三自由民主党総裁が「2020年の改正憲法の施行」や「自衛隊の憲法への明記」などについて発言したことにより、憲法改正に係る国民的な関心が高まっている。とりわけ、国内外での災害対応や海外でのPKO活動などに尽力する自衛隊には国民の多くが高く評価をしている中、自衛隊の存在を憲法に明記することは、極めて妥当性の高いものと言える。

成文憲法を持っている各国では、時代の変化に応じて憲法改正を行っているものの、我が国では、国内外の情勢の変化にもかかわらず、70年間一度も憲法の改正が行われていない。国会においても、平成19年に日本国憲法の改正手続に関する法律が制定され、衆参両院に憲法審査会が設置されたものの、いまだ活発な議論が行われているとはいえない状況である。

現在、本格的に憲法改正が検討される政治環境が整ったことを受け、国民が憲法改正論議の具体的な進展を望んでいることは、各種世論調査においても明確に示されている。

国会におかれては、このような国民の期待に応え、新たな時代にふさわしい憲法改正について、 各党の憲法改正案を求め、憲法審査会において本格的な論議を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

熊本県議会議長 岩下栄一

衆 議 院 議 長 様参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様